

児童養護施設ネバーランド 平成28年度事業計画

(1) 施設の設置目的（児童福祉法第41条）

保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により必要のある場合には、乳児を含む。）虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする。

(2) 施設の理念

施設の理念は、児童憲章に定められる①児童は人として尊ばれる②児童は社会の一員として重んぜられる③児童はよい環境のなかで育てられるとし、児童養護にあたっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。また、子どもの権利条約の精神に基づき、子どもの人権を擁護し、とりわけ、知ること、意見を言うこと、選ぶこと、暴力から守られることを基本理念とし全国児童養護施設協議会倫理綱領に基づき養護にあたるものとする。

(3) 管理運営方針

児童を取り巻く環境の変化と、児童の抱える様々な問題を的確に捉え、心身ともに健やかな児童の育成をすすめる。また、以下の視点で援助体制の確立を図る。

- ①児童の人格尊重及び権利の保障 ②児童自立支援計画に基づいた支援内容の充実
- ③チームアプローチ体制の確立に向けた各種会議の開催 ④ケア内容の確認と質的向上に向けた第三者評価の受診 ⑤運営委員会を中心とした家庭的養護推進計画に基づく具体的な小規模ケアの推進と里親支援 ⑥リービングケアの充実に向けた分園型小規模グループケアの実施 ⑦退所児童へのアフターケア体制の構築 ⑧職員のケアスキル及び専門性の獲得に向けた個別研修計画に基づく各種研修会への積極的な参加 ⑨基幹的職員の養成及び各種専門職員の確保 ⑩メンタルヘルス及び就労意欲の維持を含めたスーパービジョンの実施 ⑪包括的な家庭支援の実施に向けた家族との協働 ⑫児童相談所、学校、医療機関等関係機関との連携強化 ⑬地域の子育て支援に向けた短期入所事業の実施と要対協への参加 ⑭施設運営の透明性確保に向けた広報誌の発行

(4) 管理運営の具体策

項 目	概 要
1 日常ケア	<p>(1) ユニット制による小集団でのケアを実施し、児童とケアワーカーをはじめとした施設スタッフ及び児童相互の信頼関係を構築し、豊かな人間性及び社会性を育てるとともに、社会人として自立した生活を営むことができるよう「児童自立支援計画書」を策定し支援体制の充実を図る。</p> <p>(2) 個々のケアワーカーによる対応の違いからくる混乱を予防するためCSPを導入するなど一貫性のあるケア体制を構築する。</p> <p>(3) 豊かな食生活と保健活動の充実により、健やかな心身の発達と健康の増進に努める。また、食育計画を作成し、年齢別食育の充実を図る。</p>

- (4) 幼児については、地域の幼稚園への通園により、社会性の獲得、施設外集団との関わりによる心身の発達促進、豊かな人間性を育む。
- (5) 学童については、学校との連携、社会資源の活用等により、学力の向上と社会性の獲得に努めるとともに、特に年長児童については、個々の特性に応じた進路選択を援助し自立に向けた支援体制の更なる充実を図る。
- (6) 児童の自治活動の場として子ども会議及びユニット会議を実施し、意見表明の機会を保障する。
- (7) 意見箱、苦情解決委員会及び第3者委員の設置による苦情解決の適切な運営に努める。
- (8) 児童相談所及び各種関係機関と連携して、家庭支援専門相談員を中心に児童と家族の関係改善を目標に家庭調整を進める。また、必要に応じてペアレントトレーニング実施など親教育の充実に努める。
- (9) 家庭支援専門相談員を中心に里親との連携を図るとともに里親委託の促進を図る。
- (10) 心理療法計画に基づき、心理療法担当職員による遊戯療法・こころの時間・グループワークなどの心理療法を通して、入所児童の心的外傷への治療的ケアの強化を図る。
- (11) 生活指導計画に基づき、年齢及び発達に応じた生活スキル（掃除・洗濯・調理等）の獲得を目指す。特に、自立を控えた年長児に関しては、献立作成および調理実習を通じた調理スキル、金銭管理のスキル、社会資源の利用法などを習得し、生活者としての自立をはかる。
- (12) セカンドステップを導入することで児童個々のコミュニケーションスキル向上及び児童間暴力の防止に向けた支援を行う。
- (13) 学習指導計画に基づくケアワーカーによる学習指導の他、公文塾・進学塾への通塾及び学習ボランティア（場合により家庭教師）の援助を受け、基礎学力の獲得を目指す。
- (14) 特別指導員による楽器演奏の技術指導（希望者）および音感教育分離唱によるコーラス指導を通して豊かな情操を育む。
- (15) リーピングケアの充実に向け、中高生担当職員を中心に就労支援及び中高生合宿の機会にライフストーリーワークを実施する。また、とちぎユースの主催する自立支援プログラムへの参加を促す。
- (16) 児童福祉最低基準に定められる入所児童健康診断の実施。
- (17) 施設行事については担当者を定め内容の充実を図る。また、余暇活動についても、年間計画に基づき多様な活動を提供する。
- (18) とちぎユースアフターケア事業協同組合への加盟による卒園児への相談等アフターケアの充実。

2 地域との連携・支援・交流	<p>(1) 各学校、幼稚園等との密な連絡体制を整備することにより、情報の共有化を図るとともに方針の統一化を目指す。</p> <p>(2) 要保護児童対策連絡協議会（鹿沼市）に出席することで地域のリスク家庭等を把握するとともに施設の専門性を地域に活かす。</p> <p>(3) スポーツ少年団への参加（希望者）を通し地域の児童との交流を図る。</p> <p>(4) 「鹿沼市子育て支援短期入所事業」「宇都宮市子育て支援短期入所事業」「下野市子育て支援短期入所事業」を実施し、地域子育て支援事業の充実を図る。</p> <p>(5) “海賊の会”（後援会）による入所児童及び退所児童への支援体制の確保。</p> <p>(6) 広報誌を発行し、事業運営の透明性の確保とサービス利用者に必要な情報提供を行う。</p> <p>(7) 施設の持つ機能、設備を地域に提供することによって、地域の子育てを支援し、開かれた施設づくりを推進する。</p> <p>(8) 地域と施設が共同しての施設祭の開催や地域行事への参画をとおして、住民とともに歩む施設を目指す。</p>
3 地域小規模児童養護施設	<p>(1) 地域小規模児童養護施設「くがの家」により、家庭的な養育支援を行う。また、本体との連携を強化するため基幹的職員による定期的なスーパーバイズの他、KN職員会議への施設長出席及びリーダー会議へのリーダー出席による情報共有、合同行事の開催を実施する。ケアワーカーにおいては各種研修会への参加などを実施し、入所児の処遇向上に努める。</p>
4 分園型小規模グループケア	<p>(1) 分園型小規模グループケア「ななの家」により、具体的な自立を見通した支援を行う。また、本体との連携を強化するため基幹的職員による定期的なスーパーバイズの他、KN職員会議への施設長出席及びリーダー会議へのリーダー出席による情報共有、合同行事の開催を実施する。ケアワーカーにおいては各種研修会への参加などを実施し、入所児の処遇向上に努める。</p>
5 施設管理	<p>(1) 費用対効果を常に検証し、効率的な経営の確立を図るとともに、自主評価基準における施設点検を的確に行い、一層の処遇向上を図る。</p> <p>(2) 施設の機能を発揮させ、良好な生活環境を作るため、担当者を定め、定期的に建物及び設備機器の点検を的確に行う。</p> <p>(3) 保守管理委託業務の実施にあたっては契約内容を厳正に行わせ、施設管理に万全を期する。</p>
6 職員管理	<p>(1) 運営委員会、リーダー会議、職員会議、給食会議、ケース会議等の活性化を図ることで職員間の共通理解を促すとともに、チームアプローチ体制の強化を図る。</p> <p>(2) 第三者評価を受診し、個々のケア内容を客観的に確認するとともに、支援内容の質的向上に努める。</p>

	<p>(3) 全養協「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を実施し、被措置児童虐待防止に努める。</p> <p>(4) 関係機関が実施する研修会等に積極的に参加させることにより、職員の自己啓発を促し職員の資質の向上を図る。</p> <p>(5) 入所児童のケアについて、個別研修計画に基づく外部研修への参加、施設内研修会を定期的に設け、援助スキルの向上と入所児に対する理解と認識を深める。</p> <p>(6) 栃木県児童養護施設等連絡協議会各種部会に参加し各職種における専門性の向上を図る。</p> <p>(7) 定期健康診断等の実施により、疾病の予防と早期発見に努める。</p> <p>(8) 施設長および基幹的職員によるスーパービジョン及び心理療法担当職員による面接を適宜実施し職員の健全なメンタルヘルス維持に努める。</p>
7 災 害 防 止	<p>(1) 児童の安全を確保するため、安全衛生点検の担当者を定め、徹底を図るとともに、非常時に備えて万全を期する。</p> <p>(2) 消防計画等に基づき、防災器具の点検、防災教育を実施する。また、担当者を定め年間計画に基づく月1回以上の避難訓練・年1回の総合防災訓練を実施する。</p>